公益信託成年後見助成基金平成二十一年度決算公告

一、事業概要
　田口喜一氏他計百十氏に対し、計千三百五十三万三百円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十一年九月三十日現在
資産合計　一八〇、二七九、九八八円
負債合計　〇円
正味信託財産　一八〇、二七九、九八八円
平成二十一年十一月十六日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託成年後見助成基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託宇流麻福祉基金平成二十一年度決算公告

一、事業概要
　ＮＰＯ法人一十（いっと）他計六先に対し、計二百九十四万円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十一年九月三十日現在
資産合計　一八、四八五、一七七円
負債合計　〇円
正味信託財産　一八、四八五、一七七円
平成二十一年十一月十六日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託宇流麻福祉基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金平成二十一年度決算公告

一、事業概要
　社会福祉法人そてつの会他計八先に対し、計四百六十三万円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十一年九月三十日現在
資産合計　一一五、七〇七、九二二円
負債合計　〇円
正味信託財産　一一五、七〇七、九二二円
平成二十一年十一月十六日
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

愛知県名古屋市瑞穂区春敲町二丁目六番地
破産者　株式会社モリテック
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第三五一四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金五三〇、三七八、七二五円
一、配当することのできる金額
　金二〇、二二二、五六八円
平成二十一年十一月十六日
名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル三〇一号山田靖典法律事務所
破産管財人　林　克行

配当公告

大阪市中央区久太郎町二丁目二番七号山口興産堺筋ビル七階、登記簿上の本店横浜市港北区新横浜三丁目二番地六
破産者　株式会社ティティエス
右の者に対する大阪地方裁判所平成十九年（フ）第九七三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金八九四、五九二、一五七円
一、配当することのできる金額
　金四六、三〇三、七四三円
平成二十一年十一月十六日
大阪市北区西天満一丁目六番三号樋上ビル四階　弁護士法人桐山昌己法律事務所
破産管財人　桐山　昌己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市北区北二九条西七丁目八七五番地、最後の住所札幌市東区北三九条東九丁目一番一八号
被相続人　亡　齋　ミチ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十六日
札幌市中央区北二条西一〇丁目一―六アーデンコート植物園二〇三号中村総合法律事務所　中村　浩士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

秋田県横手市安田字八王子六五番地二四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　浅利　純一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十六日
秋田県大仙市大曲栄町八番五号
相続財産管理人　阿部　三琅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県須賀川市上北町八七番地二、最後の住所福島県須賀川市上北町一一七番地
被相続人　亡　尾島　良蔵
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十六日
福島県須賀川市八幡町二二番地二二
相続財産管理人　名子　秀文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県神栖市知手中央四丁目一〇番、最後の住所茨城県神栖市知手中央四丁目一〇番二〇号
被相続人　亡　荻谷　貞廣
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十六日
茨城県水戸市見川町二五六三番地の一〇
相続財産管理人　飯島　浩作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字出井一七一八番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　木村　征洋
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十六日
事務所栃木県小山市八幡町一―一―五
オフィス一一五―二〇二号室
相続財産管理人　弁護士　鹿村　庸平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市三番町一番地二六、最後の住所栃木県宇都宮市三番町一番二〇号
被相続人　亡　八木　達郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十六日
栃木県宇都宮市小幡一―一―三三　佐久間ビルディング五階　伊澤正之法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石神　知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区松原三丁目八一三番地、最後の住所東京都町田市三輪町六三四番地九
被相続人　亡　佐藤　吉乃
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十六日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市中野上町二丁目三五七一番地、最後の住所東京都八王子市楢原町一四一九番地六矢島方　被相続人　亡　細谷　榮治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十六日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保康裕